平成２３年（フ）第２７９号
栃木県大田原市中央１丁目５番14号　ズイコーハイツ602号
債務者　荒木　元治
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第２９６号
栃木県鹿沼市日吉町904番地８　ウエストハイツＩＡ号、前住所栃木県宇都宮市中央３丁目４番７号　ポレスター宇都宮中央1204号
債務者　古口　智子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１６５号
岡山市東区目黒町500番地25
債務者　森安　章文
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２５６号
川崎市麻生区片平５丁目５番５号、前住所川崎市多摩区寺尾台１丁目21番地８　ヴィラグリーン101
債務者　永川　慶宗
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
長野県小諸市大字和田186番地２　星野ハイツＦ201
債務者　林　　桂子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２１号
長野県小諸市大字加増1292番地１　サンテラスコーポ101、前住所長野県小諸市大字滋野甲1647番地１
債務者　塚田　智子
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第２２号
長野県南佐久郡南相木村5849番地
債務者　早乙女雅夫
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第１１１号
福井県三方上中郡若狭町三方第39号10番地の２、従前の住所愛知県岡崎市上地６丁目18番地　中央マンション上地　509
債務者　三宅　康之
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年６月27日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４号
大分県豊後大野市緒方町越生373番地
債務者　秋澤　千寿
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前11時
大分地方裁判所竹田支部

平成２３年（フ）第２９号
大分県中津市沖代町１丁目１番80号
債務者　惠良　栄治
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月11日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月25日午前10時
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第６１７７号
東京都江戸川区西篠崎１丁目16―14―302
債務者　室岡　正巳
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６１７８号
東京都江戸川区西篠崎１丁目16―14―302
債務者　室岡　明美
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６３０２号
千葉県成田市江弁須492―３―101
債務者　冨士田勇介
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月12日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月12日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１０３号
青森市旭町１丁目２番18号
債務者　松山　哲成
1　決定年月日時　平成23年５月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月20日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５０４号
東京都町田市矢部町2675番地１グリーンコーポ205
債務者　地口　幸男
1　決定年月日時　平成23年５月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年７月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部